

産休・育休の期間を変更した方へ 掛金免除再申請のご案内

再申請のお知らせ



休業期間が変更になった場合は、再申請が必要です！

※変更申請が未提出の場合、変更前の掛金免除期間が登録されたままになり、復帰後の掛金控除が発生しない状態になることがあります。

お早目の申請をお願いいたします！

※申請のタイミングによっては、控除や還付が遡ったり、申請当月に免除が反映しない場合があります。

（申請当月に反映されなかった免除情報は翌月以降調整されます）



以下の状況の方は申請状況をご確認ください



産休・育休復帰後の掛金がずっと控除されない！



復帰後の給料から掛金が一気に控除・還付された！



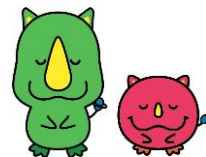
免除申請を出したのに掛金が控除された！



「**産前産後休業掛金等免除申出書**」、「**育児休業等掛金等免除申出書**」
は、共済組合ホームページより電子申請をお願いいたします。

〈電子申請システムログインリンク先〉

<https://www.boueikyosaionline.jp/Apply/s/>



詳しくは、コンタクトセンターまでお問合せください。

電話番号：050-3651-0805

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

